

市内で新たに創業する方へ 大田原市起業再出発支援事業

市では、平成24年4月1日から、中心市街地の活性化及びその他の商店街等地域の振興を図るため、大田原市起業再出発支援事業補助金を設け、新たに空き店舗に出店する方等を支援します。

商工会議所等を経由して事前協議等の手続きを経ることにより、各地域の活性化に高い波及効果が期待できると判断した事業を採択し、補助金を交付します。

記

○ 補助対象者

昼間の営業を目的とし、物販業、飲食業、サービス業等中心市街地及びその他の商店街等地域に適した業を営む店舗(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける業種等を除く。)又は事務所等を開業等する方で、次の各号のいずれかに該当する方。

- (1) 対象店舗を開業するため、空き店舗を賃借する方(店舗開業者)
- (2) 自ら所有する空き店舗を改修する方(店舗所有者。同一の店舗所有者の同一補助金の交付は、1回に限る。)
- (3) 商店街団体等が形成されている区域において10年以上継続している対象店舗(事務所を除く。以下「既存店舗」という。)を営業している方(既存店舗営業者)で、当該店舗を改装及び改修する方
 ※ 市税等の滞納がない、2年以上営業することが見込まれ1週間あたり4日以上営業する、商工会議所等の会員になること等、その他の条件も有。

○ 補助対象経費等

補助の対象となる経費及び補助率は下表のとおりです。(補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)

対象地域	中心市街地			その他の商店街等地域		
	店舗開業者	店舗所有者	既存店舗営業者	店舗開業者	店舗所有者	既存店舗営業者
対象経費	空き店舗の改装に要する経費	空き店舗の改装に要する経費	既存店舗の改装及び改修に要する経費	空き店舗の改装に要する経費	空き店舗の改装に要する経費	既存店舗の改装及び改修に要する経費
補助率	上記の経費の1/3	上記の経費の1/3	上記の経費の1/3	上記の経費の1/3	上記の経費の1/3	上記の経費の1/3
限度額	100万円	100万円	50万円	50万円	50万円	30万円

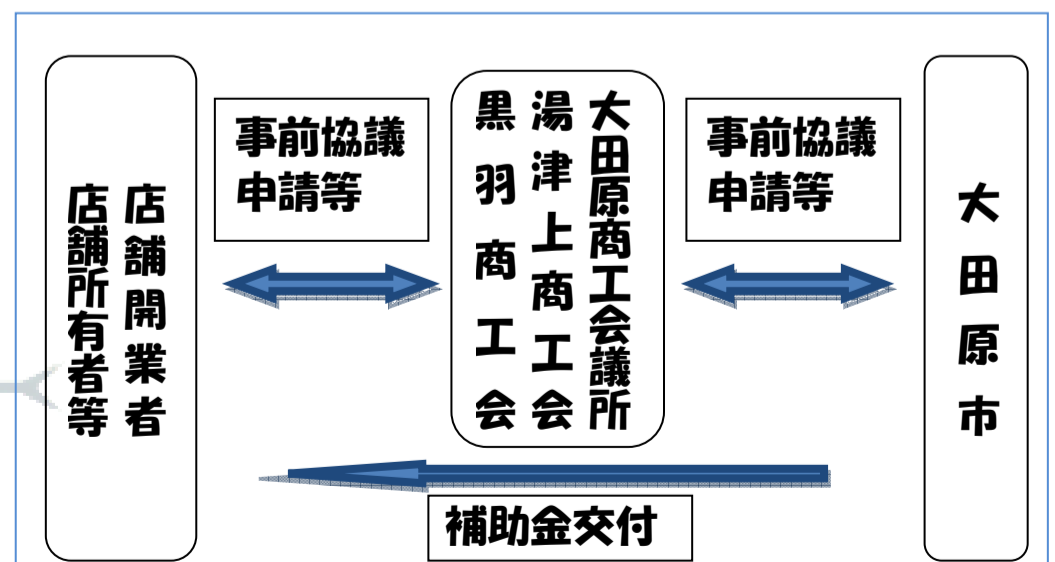
※ 中心市街地においては、平成29年3月31日まで、それ以降は「その他の商店街等地域」に準ずる。

○ 申込み

補助金の交付を受けようとする方は、関係書類を添えて、商工会議所等を経由して商工観光課に事前協議や申請等を行います。補助イメージは、右図のようになります。

○ 問い合わせ先

大田原市産業文化部商工観光課
Tel: 0287-23-8709



これまでの大田原市事業再開金は、大規模店舗地法にめられたに該当する合に適用することとしますが、事業開1年未満の方は、前おり申請を受付けます。

